

管理権原者変更届出書

1 内 容

防火対象物の点検報告の義務免除の認定を受けた管理権原者に変更があった場合に、認定を受けた管理権原者が、新城市消防長に届け出るのに使用します。

管理権原者が法人の場合は、法人が変更になったときに必要となります。

【根拠条文 法第8条の2の3第5項、規則第4条の2の8】

2 手続き

(1) 予防課予防係（新城市消防防災センター2階）に提出（2部）します。

(2) 書類の審査後、1部が返却されます。

なお、管理権原者に変更があった場合、特例認定は失効します。防火優良認定証を表示している場合は、速やかに撤去してください。

3 記入上の注意

◆ 届出者

特例認定を受けている防火対象物（事業所、店舗等）の管理について権原を有していた者で、前回防火対象物点検結果報告特例認定申請書を提出された申請者（旧申請者）が該当します。

管理権原者が法人の場合、住所については法人の所在地、氏名については法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入してください。

◆ 変更前の管理権原者住所・氏名

特例認定を受けている防火対象物（事業所、店舗等）の管理について権原を有していた者で、前回防火対象物点検報告特例認定申請書を提出された申請者（旧申請者）の者の住所、氏名等を記入してください。

◆ 変更後の管理権原者住所・氏名

当該防火対象物又はその部分の管理について権原を有することとなる者の住所、氏名等を記入してください。なお、変更後、一時的に空室になる場合は、所有者又は管理者など当該空室の管理について権原を有する者を記入してください。その際には、所有者、管理者等をおかき書きで明記するとともに、その他必要な事項欄にも変更後空室となる旨をあわせて記入してください。

◆ 変更年月日

管理権原者に変更を生じた年月日を記入してください。

4 その他

管理権原者が法人の場合で、人事異動等により法人の代表者に変更があった場合は、当該届出の対象となりません。また、法人の名称のみの変更である場合も同様です。

法 → 消防法（昭和23年法律第186号）

政令 → 消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則 → 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例 → 新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則 → 新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）